

NFD 発 3 1 0 5 号  
2 0 1 9 年 4 月 2 3 日

原子力規制庁  
長官官房  
緊急事案対策室長 殿

日本核燃料開発株式会社  
代表取締役社長 土山 大輔

原子力事業者防災業務計画の修正協議中における暫定的な運用について

原子力災害対策特別措置法第 1 0 条及び 1 5 条での通報基準値の修正が必要となりました。しかしながら、弊社においては関係する地方自治体殿との修正協議がまだ完了していませんため、修正の届出ができない状態にあります。

つきましては、届出日までの間、添付の表に記載しております見直した通報基準値で暫定的に運用することについて、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本運用については茨城県殿及び大洗町殿からは了承を頂いております。

添付資料

原子力事業者防災業務計画に係る見直し部分の新旧比較表

以上

変更・追加:赤字、削除:＝

旧(現行)		見直し後	理由
別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準		別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準	誤記訂正
放射性物質 通常経路放 出	<p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 μSv/h</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	<p>放射性物質 通常経路放 出</p> <p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 μSv/h</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p>	

変更・追加:赤字、削除:＝

旧(現行)		見直し後	理由
別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の基準		別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の基準	誤記修正
放射性物質 通常経路放 出	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報規則第12条第1項 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)</p>	<p>放射性物質 通常経路放 出</p> <p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報規則第12条第1項 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条第1項の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)</p>	<p>ホットラボ施設の排気筒において、事業所境界の放射線量が5 <math>\mu</math> Sv/h以上に相当する濃度(スタックモニターで、<del>1.35</del> × 10<sup>2</sup> Bq/cm<sup>3</sup>)が検出された場合。</p> <p>ホットラボ施設の排気筒において、事業所境界の放射線量が5 <math>\mu</math> Sv/h以上に相当する濃度(スタックモニターで、<del>5.0</del> × 10<sup>2</sup> Bq/cm<sup>3</sup>)が検出された場合。</p>